

議案第7号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成
27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 教育認定子ども

第3条第1号イ中「令第4条第1項第2号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成
26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号」に改め、同条第2
号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じること等

による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。